

子育て世帯への経済的支援

子育て費用の必要経費化を求めます！

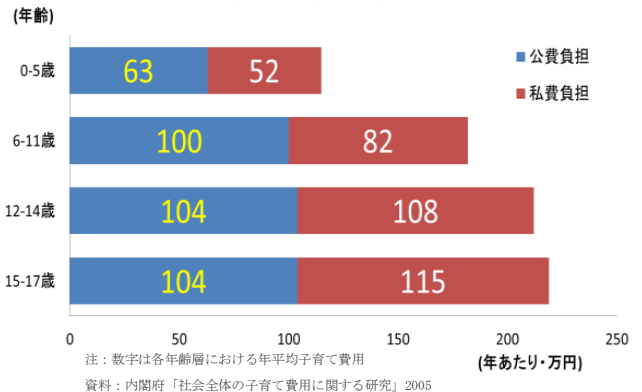
生活にのしかかる子育て費用…

乳幼児から大学卒業までの子育てにかかる費用は年間約 50 万円～100 万円。1 人あたり 2 千万～3 千万円とも言われています。内閣府の調査によると、将来子どもを持つと考えた時の不安について最も多かったのが「経済的負担の増加」に対する不安で、特に教育費や保育費、食費などに係る費用が大きな負担となっています。



さらに、年収が低い世帯ほど所得に対する負担の割合が大きいので、年収 300 万未満世帯の約 1 割が「子どもは欲しくない」と回答しています。

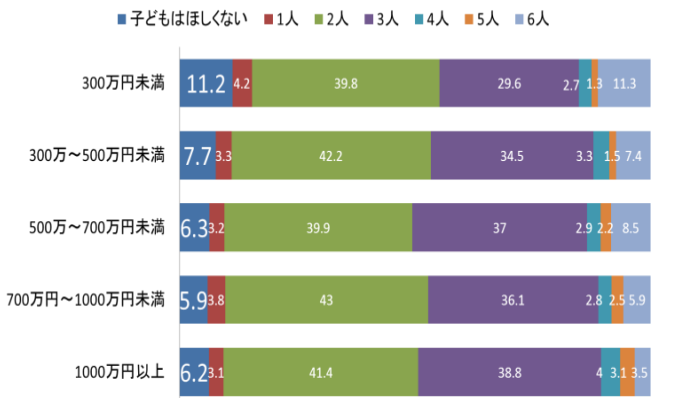
年間の子育て費用



将来的に子どもを(さらに)持つと考えた時の不安



理想的な子どもの数 (年収別)



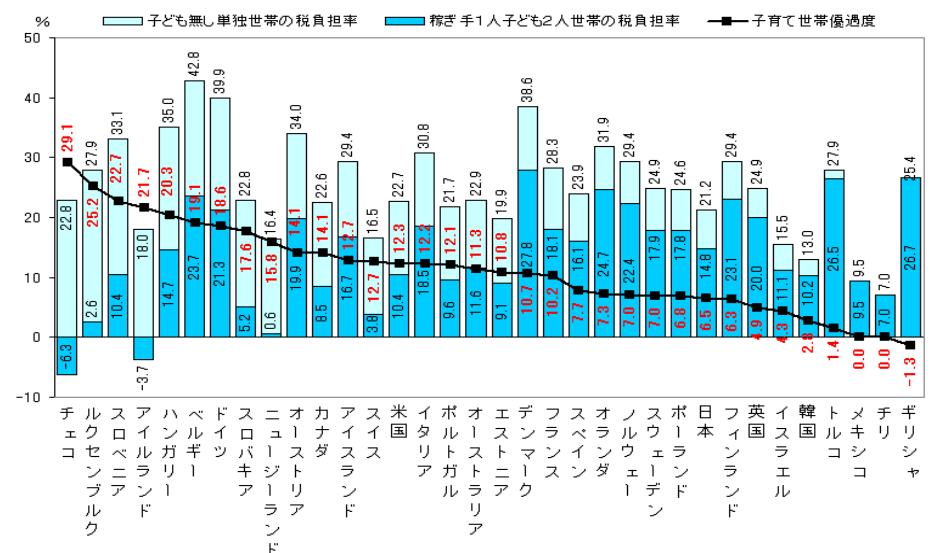
先進国に劣る日本の子育て世帯優遇度

棒グラフは各国の「子ども無し単独世帯」と「稼ぎ手 1 人子ども 2 人世帯」の税負担率を表し、折れ線グラフは両方の世帯の税率の差を示します。

上位 5 カ国では子育て世帯の方が約 2～3 割程度税負担が軽くなります。

チェコでは 29.1%、日本では 6.5%ですので、世帯年収が 300 万円だとすると、子育て世帯が税制上で優遇される額は、チェコが 87 万円、日本では 19 万円程度です。

税金面から見た子育て世帯優遇度の国際比較(2012年)



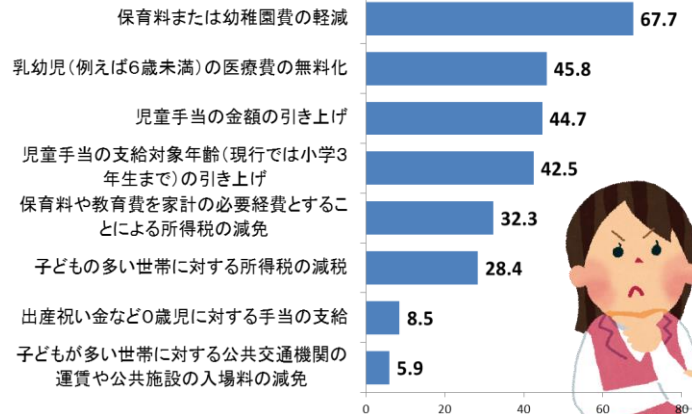
(注) 平均的な賃金レベルの労働者の総賃金収入に占める%。税負担は所得税及び社会保険料雇用者負担の合計額から現金給付額を引いた額である。「子育て世帯優遇度」は、「子ども無し単独世帯」の税負担率から「稼ぎ手1人子ども2人世帯」の税負担率を差し引いた値であり、数値は赤字で示した。また国をこの優遇度の順に並べた。

(資料) OECD, Taxing Wages 2013

ニーズの高い子育て支援税制の可能性

子育て世帯の最大の出費は、食費や教育費などです。所得に対する子育て費用の割合が増え続ける一方で、年少扶養控除の廃止、消費税増税、社会保障制度の改悪など、子育て世帯の家計はますます苦しくなり、多くの方が子育てに係る費用の経済的支援を望んでいます。少子化が進む中、子育て世帯への優遇制度はなくてはならないものですが、他の先進国に比べ、日本では税制上の優遇措置も遅れています。また、近年の核家族化や共働き世帯の増加、多様化する働き方により、ベビーシッターやハウスキーパーなどの家事・保育サービスを利用する家庭も少なくありません。

経済的支援として望ましい施策は？



資料：内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」2005年

子育て費用は必要経費に…！

現在の日本では、育児にかかる費用は「消費」とみなされ、給料の税引き後の可処分所得(手取り)からの出費となります。

子どもを産みたいと思っても、その費用を考えると育てるだけの経済力がなく産むことをためらうケースも多いはず。消費税増税による子育て世帯への影響を緩和するため「子育て世帯臨時特例給付金」が検討されておりますが、1回限りの措置で、「児童手当」も十分ではありません。年少扶養控除廃止以前より可処分所得は大幅に減っています。

子育てに係る費用…例えば、保育料や教育費、病児保育の費用やベビーシッター代を「子どもがよりよく育つため、保護者が働くために必要不可欠な経費」とみなし、所得から経費分を差し引くことのできる「所得控除」の対象にすれば、負担は大きく軽減されます。税額控除や給付付き税額控除なども所得の低い世帯に対しても少子化対策として有効です。

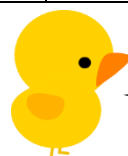
子どもは将来の担保力であり、子育て費用はまさに必要経費。現在の納税者の担保力でなく、将来の担保力の育成に配慮した税制設計が必要です。

～子育て世帯支援控除(仮称)の早期創設を！～

●事例から見る「夫婦のみ世帯」と「子育て世帯」の納税額と可処分所得の比較

- 世帯収入…年収300万(夫：月額15万円、妻：月額10万円)
- 児童手当…月額2万円(3歳～中学生未満1人あたり1万円)
- 臨時特例給付措置…子ども1人あたり一律1万円(2014年4月からの消費税増税に伴う経済対策。対象者：2014年1月1日における同年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であって、2013年の所得が児童手当の所得限度額未満の方。臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の対象者及び生活保護の被保護者等は対象外。)
- 子育て支援控除(仮)…1人あたり住民税、所得税それぞれ50万円ずつの所得控除

世帯		年少扶養控除	児童手当	臨時特例給付措置	子育て支援控除	納税額(円)	可処分所得額(円)
夫婦のみ(子どもなし)の場合		なし	なし	なし	なし	144,940	1,655,060
子ども2人の場合 (4歳、6歳)	年少扶養控除廃止前	あり	なし	なし	なし	51,454	1,748,546
	年少扶養控除廃止後	なし	あり	あり	なし	144,940	1,895,060
	臨時特例給付措置あり(年少扶養控除廃止後)	なし	あり	あり	あり	144,940	1,915,060
	子育て支援控除(仮)創設	なし	あり	なし	あり	45,354	1,994,646



年間9万9500円の税金が軽減に！

